

「アニマルウェルフェア畜産認証制度」ロゴマークデザインの募集について

一般社団法人アニマルウェルフェア畜産協会
代表理事 瀬尾 哲也

1 趣旨

一般社団法人アニマルウェルフェア畜産協会では、家畜がストレスから自由で、行動要求が満たされた健康的な状態で飼育されている農場や、その農場の生産物を使った食品の製造事業所を認証する「アニマルウェルフェア（AW）畜産認証制度」について、2016年度から運用を始めています。

この制度を広く周知することを目的とし、「AW畜産認証制度」で認証を取得した農場や事業所などが使用するロゴマークデザインを募集します。

2 募集内容

- (1) ロゴマークデザインとして、シンボルマーク 1 種類を募集します。
- (2) 採用作品は、認証を取得した農場や事業所、当協会が、商品や名刺、パンフレット、ホームページ、その他各種広告物に使用します。
(詳細は、別紙の募集要項をご確認ください)

(別紙)

「アニマルウェルフェア畜産認証制度」ロゴマークデザイン募集要項

1. 趣旨

一般社団法人 アニマルウェルフェア畜産協会(以下、「(一社)AW畜産協会」と略)では、家畜が最終的な死を迎えるまでの過程において、ストレスから自由で、行動要求が満たされた健康的な状態で飼育されている農場や、その農場の生産物を使った食品の製造事業所を認証する「アニマルウェルフェア畜産認証制度」について、2016年7月から運用を始めています。

この制度を広く周知することを目的とし、認証を取得した農場や事業所などが使用するロゴマークデザインを募集します。

2. 募集内容

- (1) ロゴマークデザインとして、シンボルマーク(図)1種類を募集します。
- (2) 採用されたシンボルマークは、認証を取得した農場や事業所、(一社)AW畜産協会が、商品、名刺、パンフレット、ホームページ、その他各種広報物に使用します。

3. ロゴマークデザインの条件

- (1) シンボルマークは、牛や豚、鶏などの家畜と人間とが、お互いに満ち足りて生きていける、幸せな関係をイメージさせるものとしてください。
- (2) 色彩は自由ですが、拡大・縮小・白黒コピーをする場合がありますので、考慮してください。
- (3) 最小で1.5cm×1.5cm程度の大きさに縮小して使用する可能性がありますので、考慮してください。

4. 応募作品の規格など

- (1) 日本工業規格A4版白色用紙に、上下左右各3cmの余白をとった範囲内にシンボルマークを収め、余白に上下を記載してください。
- (2) 一人2点以上の応募も可能ですが、1枚につきデザイン1点としてください。
- (3) 作画はコンピューターグラフィックソフトまたは手書きによるものとしてください。
- (4) デジタルデータで作成する場合のファイル形式は、GIF又はJPEG形式とし、1作品につき1.5MB以下としてください。

5. 応募資格

プロ、アマを問いません。ただし、国内居住者のみとします。

6. 応募方法

応募用紙に必要事項（応募者氏名、住所、電話番号、職業、デザインの制作意図）を記入し、郵送、電子メールのいずれかの方法で応募してください。

- (1) 郵送・持参の場合～用紙又は電子データを保存した電子媒体（CD-R など）を、郵送してください。
- (2) 電子メールの場合～ 電子メールの場合は件名を「ロゴマーク応募」とし、メール1件につき2MB未満の容量としてください（容量を超える場合、メールを受信できない場合があります）。

7. 応募先

一般社団法人 アニマルウェルフェア畜産協会

〒089-1356 北海道河西郡中札内村西札内 47 番地 1

TEL : 090-9085-9078（事務局・滝川） FAX : 0155-68-3305

E-mail : info@animalwelfare.jp

8. 募集期間

2016年8月10日（水）から同年9月10日（土）まで

9. 選考方法

（一社）AW畜産協会が設置する選考委員会において審査を行ない、最優秀賞1点、佳作2点を選考します。

10. 表彰・賞

最優秀賞：賞状および副賞（賞金3万円と2万円相当のAW畜産をめざす農場の生産物を原料にした食品）。未成年の方が入賞した場合は、賞金を受け取るにあたり、保護者の同意が必要になります。

佳作：賞状および副賞（2万円相当のAW畜産をめざす農場の生産物を原料にした食品）

11. 採用作品の発表

受賞者へ通知するとともに、（一社）AW畜産協会ホームページ [<http://animalwelfare.jp/>]、報道発表などにより公表します（2016年9月末頃を予定）。

12. 採用作品の取り扱い

受賞者は、採用作品に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、商標権、その他一切の権利を（一社）AW畜産協会に譲渡することとします。

13. 応募作品の取り扱い

応募作品は返却しません。

14. 注意事項

- (1) 募集する作品は応募者が創作した未公表のものとし、第三者の著作権、商標権の権利を侵害しないもの、公序良俗に反しないものに限ります。もし、これを侵害する恐れがある場合は、受賞・採用を取り消すことがあります。
- (2) 採用されなかった応募作品の著作権は（一社）AW畜産協会に移転しません。
- (3) 受賞者は、採用作品の一部修正、翻案を（一社）AW畜産協会に認めることとします（その場合は、受賞者に修正を依頼する場合があります）。
- (4) 受賞者は、（一社）AW畜産協会が採用作品の商標登録をすることを認めることとします。
- (5) 受賞者は、賞金などに係る税金について最寄りの税務署に相談してください。
- (6) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (7) 応募に際して記載された個人情報については、本募集事務以外では利用しません。ただし、受賞者については、氏名、住所（都道府県名および市町村名まで）、年齢を公表する場合があります。

【応募用紙】

※認証ロゴマークのデザイン案

※応募者氏名：

※住所：

※電話番号：

※職業：

※デザインの制作意図